

[手順 0]

新規審査申請前の手続き（京都大学外の申請者のみ） + 変更追加申請時（※印）

2021.6.25

1) 事前連絡

申請予定の旨を京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院医の倫理委員会（以下「医の倫理委員会」）事務局までメールでご一報ください。

2) 申込み

様式集にある次の書類をダウンロードして、医の倫理委員会事務局までメール添付にてご送付ください。原本郵送は不要です。

倫理審査申込書（様式 1-1）

3) 審査委託契約

審査業務の委託の可否および（可の場合）契約手続きの詳細について、医の倫理委員会事務局から連絡いたします。（追加資料等のご提出をお願いする場合があります。）

契約締結後、次の 4.へご案内いたします。契約締結時点で初回審査課金が発生いたします。

4) 『臨床研究等総合管理システム』（旧倫理審査申請システム）システムユーザー登録

事務局からの連絡内容にしたがって、システムユーザー登録をおこないます。

5) 審査申請

医の倫理委員会ホームページの『臨床研究等総合管理システム』【ログイン画面】から申請を行ってください。（申請後、審査のタイムラインは「審査状況」からご確認いただけます。詳細は別途事務局よりご案内します。）

研究種類によって申請方法が若干異なりますので、本一括審査ウェブサイト<申請の流れ>にある、<介入研究><観察・ゲノム研究>それぞれの手順書をダウンロードして、ご自身の研究種類に応じた申請方法を必ずご確認ください。

※変更追加申請時

様式 1-2 を作成してご提出ください。特に新規申請時と内容が変わる場合は、その当該箇所を強調（ハイライト、赤字、アンダーライン等）してください。